

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2388号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

閑話休題

どこの町村でも、平成十四年度の予算編成に向けて、どう予算を組むのか悩み多いのではなからうか。一方では合併を強く勧奨され、他方では今後の税財政の見通しが立ちにくいなかで、行財政運営の舵取りは難関である。明らかなことは、地方交付税の運用面で事業費補正と段階補正の見直しが進められ、小規模町村は減収になることである。

また大きな変化は、これまでの地域総合整備事業が廃止になることである。この廃止に伴い、国は、地域活性化事業(循環型社会形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、地域情報通信基盤整備の各事業)については、事業債充当率七五%、交付税算入率三〇%(特に推進するものは、さらに財財



浅春の山

絞り込み型の歳出削減を

債一五%、交付税算入率五〇%)の新たな財政措置をとる(ただし、原則、ここからはハコ物を除外)。しかし、この事業とて相当の負債を決定することには変わりない。

そこで、町村としては、なによりも経年的に地方債残高を必ず点検した上で(これが多いと他の施策経費

が圧迫されているはずだから)、絞り込み型の歳出削減を真剣に検討する必要がある。それは、地域に根ざし本当に不可欠な施策は何かをぎりぎりまで追求し、それ以外は当面ストップさせることである。これは一種の危機管理である。現下の状況では、なによりこの発想と対処能力を

首長と議会は求められている。

法律で実施が義務付けられている施策をやらなくて済ますわけにはいかないが、それについても自分たちの地域にとって本当に必要かどうかを検討し、不必要・非効率ならばその廃止・返上を含めて是正を国へ要請すべきである。この作業は、結果的には、これら避けがたい地方交付税の基準財政需要の見直しに対する町村側からの意見の発信となる。

そして、現行の予算・決算書ではなく、税財政の真の姿を判りやすい情報にして住民に公表し、住民の間に議論を巻き起こし、施策の精選を促し、高度経済成長情性を完全に払拭していくべきである。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌)

政 策	農山村振興の基本的方向に関する報告書 = 農山村振興研究会(2)
活 動	平成12年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告(12)
情 報	カプセルNOW&NEW(14)
随 想	メタセコイアの町香川県三木町長 石原 収.....(15)
情 報	政策レーダー(16)

も
く
じ

農山村振興研究会

農山村振興の基本的方向に関する報告書

農林水産省農村振興局が昨年七月に発足させた「農山村振興研究会」(座長・生源寺真一東大教授)は、農山村の中長期的な振興方策について調査・検討を重ね、このたび報告書をまとめた。

報告書は、農山村の現状について、道路や汚水処理施設など生活環境施設の整備や、教育・医療・福祉などのサービス機能が、都市と比べて依然として低い水準にあり、人口減や高齢化に拍車をかけていると分析。その一方で、近年の国民の自然・健康志向の高まりにより価値観が転換し、田舎暮らしブームやU・J・エターン希望者が増加しており、グリーンツーリズムや農業体験学習など、農山村と都市との交流もさかんになるなど、農山村に対する新たな期待が現れつつあるとしている。

しかしながらこれからの動きは大きな流れには至っていないことから、今後の農山村振興策の基本的な方向として、(1)「都市と農山村の共生・交流」(2)「自然と共生する社会の創造」を提示。豊かな自然が残された農山村を、安全な食料、おいしい水、きれいな空気など都市のライフラインを支える緑の基盤と位置付け、都市との間で「人・もの・情報」が循環する社会を目指すべきだとした。

そのうえで今後取り組むべき課題として、(1)農山村の魅力の再認識と発信(2)新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備(3)農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立(4)農山村への多様な参入などを挙げ、それぞれ項目で具体的な方策を提言している。



一、農山村の位置付け

(1) 農山村の現状と新たな兆し

わが国の農山村、特に中山間地域等においては、若年層の都市への流出等により、人口減少・高齢化が全国に先駆けて進行しており、地域の活力が低下するのみならず、集落の存続が困難になっている地域や、さらには集落が消滅する可能性のある地域も見られる。このような中、耕作放棄地や施業放棄林も増加しており、農業及び森林が有する多面的機能の発揮に支障が生じる可能性も懸念される。

農山村においては、道路や汚水処理施設などの基礎的な生活環境施設の整備が依然として遅れているとともに、教育、医療・福祉などの基礎的なサービス機能も都市と比べて低い水準にある。さらに、高等教育、高度医療、商業・文化といった質の高い都市的サービスの享受といった面でも不利な状況にあり、これらのことが人口減少・高齢化の進行に拍車をかけている。

また、都市近郊の平地農業地域を中心に、無秩序な都市化によるスプロールの土地利用が進行するとともに景観の悪化が進み、日本の原風景とも言える魅力が失われつつある。

さらに、かつての農村集落では、一つの共同体として生産・生活・伝統文化の継承等様々な活動が地域住民参加の下に営まれていたが、混住化の進展による価値観の多様化等に伴い連帯感が低下し、人間関係も希

政 策



薄化しつつある。
このような中、都市住民の間には農山村に対する新たな期待が現れつつある。

国民の価値観に転換が見られ、経済的な豊かさより精神的な豊かさを重視する傾向が高まっている。農山村には、豊かな自然、美しい景観、おいしい水、きれいな空気など、都市では得ることのできない魅力があり、近年の自然指向・健康志向の高まりともあいまって、価値観の転換は田舎暮らしブーム、UJエターナー希望者の増加といった形で現れてきている。また、グリーン・ツーリズムや農山村留学の取組など、都市と農山村との交流も盛んになりつつある。

役割など農業及び森林の持つ多面的な機能への理解も深まりつつあり、社会参加意識の高まりともあいまって、環境・景観の保全活動への市民参加も増加してきている。

他方、農山村側にも新たな動きが現れつつある。

地域の子供を対象とした農業体験学習や地産地消の取組、地域の清掃活動等の取組など地域資源を見直し、維持・保全する動きも活発化しつつある。また、エターナー者等の新規参入の受入、コミュニティ再編による現在の集落を越えた体制の構築、土地利用や景観等の保全を図るための枠組みの構築など新たな取組も見られるようになってきている。

しかしながら、これらの動きは都市側、農山村側いずれも兆しにとどまっており、大きな流れとなるには至っていない。

これらに加え、行政面では、住民に身近で総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化し、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくための市町村合併の推進が図られており、小規模な市町村の多い農山村地域では大きな課題となっている。

(2) 農山村の役割と魅力

わが国の農山村は、食料生産の場として、木材を始めとする林産物や燃料・肥料の供給源として国民の日常生活を支えてきた。農山村の有する豊かな自然環境とそこで営まれている生産・生活の諸活動が織り成す里山の景観は、日本の原風景とも言

える魅力を形成するとともに、自然環境を始めとする様々な地域資源が個性ある多様な伝統文化を醸成し、生活に潤いと安らぎを与えている。

また、農山村において営まれる農業や地域に広く存在する森林は、洪水防止や土砂崩壊防止などの国土保全機能、地下水のかん養や河川流況の安定などの水源かん養機能、大気保全や生態系保全などの自然環境の保全機能、農業や自然とのふれあいを通じて得られる生命への畏敬の念や食物への感謝等を醸成する教育的効果など様々な価値を有している。

かつての農山村では、地域の全世代が加入する自治組織としての集落が主体となって生産活動や祭祀行事など生活全般にわたる様々な活動が行われ、地縁的結びつきの強い極めて安定的な地域社会を形成していた。その中には、地域毎の条件に応じた生産を始めとする諸活動を通じて、多様な自然的資源と土地・空間を巧みに扱うワザが蓄積されるとともに、地域の伝統文化の継承が行われてきた。

これらのことは、農山村ではあまりにも生活に密着したものであったため、地域住民に魅力や価値として認識されることは少なかった。しかし、国民の価値観の多様化に伴い、都市住民の中には都市での生活を離れ、豊かな自然環境や美しい景観に囲まれた、自然と共生する「農」のある生活といった新たなライフスタイルを実現する場を農山村に求める動きが現れている。こうした農山村

に対する国民の期待は、農林水産省が平成十二年に実施した二十一世紀の農村ビジョンに関する一般からの意見聴取においても、「都市と農村の交流を促進すべき」や「豊かな自然・美しい景観の維持保全が必要」との意見が上位となっていることからも伺える。特に、都市側の住民は農村部の豊かな自然や環境が都市化や開発によって損なわれることを懸念し、その保全をより強く求めており、教育の場として農村に期待する意見も多く寄せられた。

さらに、地域環境保全の観点からも農山村が目ざされている。古来より農山村は、里や山で得られる資源を地域内で循環させる社会であった。農山村の有する資源や物質循環のノウハウを見直し、活用することによって環境負荷の少ないエネルギー開発や廃棄物の低減を行う循環型社会のフロントティアとしての役割が期待されている。

一、農山村振興の基本的方向

(1) 都市と農山村の共生・対流

都市と農山村との関係は、食料等の供給地と消費地という関係のみならず、わが国経済が高度成長を遂げてきた過程においては、農山村は都市へ労働力を供給するという役割をも担ってきた。このような中、都市と農山村はともすれば二極対立的な考え方で捉えられがちであった。しかし、わが国社会が成熟し、経済的にはこれまでのような右肩上がりの成長から安定成長局面へと変化する

政 策

とともに、人口も近い将来減少局面へと転じることが予想され、大都市圏と地方圏の人口移動も均衡してきている現在、これまでの両者の関係には大きな変化が生じるものと見込まれる。

このような中であつて、農山村の振興を図る上では、ゆとりある生活空間、豊かな自然、農林業を始めとする地域資源を活用した産業といった、農山村ならではの空間特性を活かし、そこでの生活、就業、活動を通じて自立的に自己実現を図ろうとする人々に対し、農山村で暮らす・過ごすという選択肢を幅広く提供することが一つの大きな方向としてあげられる。このためには、農山村に居住しつつ、都市と比べても遜色のない生活・就業に可能となり、都市の持つ魅力にも比較的容易にアクセスできることが必要である。国民に対し新たなライフスタイルを実現できる環境を提供することにより、個人レベルでは、都市と農山村を問わず、居住の場、就業・就学の場を選択しうる自由度の高い自立した社会が構築され、価値観の多様化に応じた自己実現を果たしうる者の増加が期待される。また、地域レベルでは、多様な主体の参入・参画による「新たな可能性」が生まれることが、マクロレベルでは、交流人口の拡大による生活や産業経済活動の活性化が期待される。

今後は、都市と農山村は対立するものとして捉えるのではなく、融合、協力、共生、対流すべき関係と

して捉える必要があり、その実現のためには、都市と農山村の間において、人・もの「情報」の環境を可能とする共通社会基盤プラットフォームの整備が重要な課題である。

(2) 自然と共生する社会の創造

国民の自然環境保全意識が高まる中、国土の豊かな自然を適切に維持・保全・再生し、後世の世代まで継承していくことは極めて重要な課題である。

豊かな自然が残された農山村を、環境負荷の少ない循環型社会のモデルとして位置付け、ヒューマン・セキユリティの観点から、安全で良質な食料、おいしい水、きれいな空気など都市のライフラインを支える緑の基盤として、また、美しい自然をもったふるさとを提供する場として適切に利用・管理・回復し、人と自然とが共生する「美しい日本」の維持、創造を図っていく。

そのために、地域における農林業の担い手の増加が見込めない中、新しい参入者を含む比較的少数の人々により農林地を始めとする農山村の地域資源を有効かつ適切に利用・管理していくことや、残された伝統文化を維持・継承していくことが可能となる体制を構築する。

「新たな参入」は、豊かな地域資源の有効かつ適切な利用・管理や多様な伝統文化の維持・継承等を行う担い手を確保するという観点から重要な要素であり、また、「質の高い自然環境の保全」や「伝統文化の維持・継承」等を通じて農山村の魅力を高

めることは、新たな参入を増やすための重要な要素である。この両者は相互に密接に関連しており、その相乗効果が期待される。

二、農山村振興の課題

以上のような基本的方向の下、多くの国民のニーズに応えつつ農山村の振興を図っていくためには、農山村の魅力についての多様な関心に応じて都市住民を含むより多くの人がこれを享受できるよう開かれた農山村を構築していくことが求められる。その実現を図るためには、以下のような課題があげられる。

農山村においては、何か新しいものを作り出すよりも、現在ある又はかつてあつた様々な要素 例えば農山村において無意識のうちに継承されている景観や伝統文化などが地域の魅力であることを今日的に捉え直し、おいしい水・きれいな空気・美しい景観等の要素を適切に維持・保全し、また、場合によつて取り戻すことを地域づくりの基本に置くこと。

こうした魅力を積極的に活用するとともに、これを効果的に情報発信するための能力・体制の構築を図ること。

都市住民や地域住民が農山村の魅力を享受するために必要な生活環境・都市的サービス機能の整備を図ること。

農山村の魅力と個々人の志向や自己実現の方向の多様な組み合わせに応じた自由度の高い参入を進め

ること。

地域の魅力である農林地を含む自然環境や景観等の維持・保全・再生と生活環境等の整備、あるいは自由度の高い多様な参入は矛盾する可能性をはらむものであり、これらの調整・調和を図るシステムを構築し、農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用を確立すること。

個性ある情報発信、効率的な生活環境・都市的サービス機能の整備、秩序ある土地利用、自由度の高い多様な参入の基本的な条件として、従来の集落を越えて、複数の集落の交流と融合の中で、企画立案、合意形成、実施等を安全にかつ継続的に行いうる新たなコミュニティを生み出していくこと。

以下の節では、これらの課題を「農山村の魅力の再認識と発信」、「新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備」、「農山村の魅力の保全と活用を図る土地利用の確立」、「多様な参入に向けた条件整備」の四つの項目に整理し、それぞれについて今後とるべき方策を示す。この場合これら四つの項目は相互に関連し合う部分があるため、そのような関連性や留意点についてもそれぞれの箇所で記述する。

四、農山村の魅力の再認識と発信

(1) 客観的な魅力の評価

今後、都市と農山村の共生・対流を実現し、農山村の新たな可能性を

政 策



取り開いていくためには、農山村の住民が自らの地域が持つ魅力を再認識し、これを適切に維持・保全・再生するとともに、積極的な活用を図り、効果的に情報発信していくことが必要である。

農山村は、先述のとおり様々な魅力を有し、都市住民を含む多くの国民はこのような農山村に現在ある魅力、あるいは、農山村にかつてあった魅力を求めている。都市生活におけるストレスから解放され、心身を癒す場として、豊かな自然環境や伝統文化を有する農山村の価値が見直されつつある。

しかし、農山村の住民は自らの地域が持つ魅力を認識していないことが多く、都市住民等外部の人々から指摘されて初めてその価値に気付くことも少なくない。そればかりか、景観を損なうような無秩序な開発が行われるなど、とすればその魅力を失う方向に向かっていている場合も見受けられる。

そこで、まず農山村の地域住民が自らの魅力を正しく認識し、今日的に捉え直すことが必要である。農山村の住民にとつては特に意識されることのない環境や景観が、都市住民にとつては価値のあるものであるということを確認するためには、他人の眼で見てもらうことが一つのきっかけとなりうる。長期間にわたり安定的な地域社会を維持してきた農山村では、外部からの新規参入者の受入に消極的な面があり、内部から新しい発想が生まれにくい環境にあった。今後は、従来のように農山村側の視点からだけではなく、客観的な立場から評価・アドバイスのできる人材を積極的に採り入れ、また、創造性豊かなデザイナーや職人等の専門家との交流を図り、多様な価値観に基づく視点で地域の魅力を見出し、ていくことが考えられる。このような外部からの刺激は、農山村に新たな可能性を生み出す起爆剤となることが期待される。

また、農山村の持つ魅力が地域住民に正しく認識されていない背景には、自らの暮らす地域に対して住民が無関心になりつつあることが指摘される。かつては

生活・生産・伝統文化の継承など様々な活動が集落を単位とする地域全体で行われ、地域の持つ特性を住民が共有し、理解していたが、近年では集落機能の低下が著しく、地

域活動に住民が参画する機会が大幅に減少している。地域の魅力を高めて、その情報を的確に発信することによって地域の活性化を図っていくためには、後述するように若者や女性も含めて地域活動への参加の範囲を広げること、戸数の減少によりこれまでの集落では様々な活動を支え切れなくなっている場合は集落の範囲を越えた新たなコミュニティへの再編を図ること等を通じ、地域活動に幅広い住民が参加するような体制づくりを進めることが第一歩となる。

(2) 情報感度・情報発信能力の向上による双方向の情報交流

都市と農山村の共生・対流の実現のためには、農山村側が自らの持つ魅力を正しく認識した上で、都市住民を始めとする多くの国民にこれを効果的に情報発信することが必要である。

これまでも、地域の観光情報の提供や特産品の紹介・販売等の分野において、パンフレット等の作成、イベントの開催、インターネットでの提供等様々な手段を使った情報発信の取組が行われてきているところ

であるが、必ずしも全てが期待どおりの成果を上げるには至っていない。今後は、従来の取組に加え、国民の価値観の多様化に対応した、利用者の個別のニーズに即応した、いわばカスタマー・インの形での情報発信が重要であり、その際には、情報通信ネットワークを持つ即時性、随時性、双方向性等の特性を十分に

活用するという視点がより一層求められる。単なる観光から交流へ、交流から共生・対流へと発展させるためには、継続的かつきめ細かい情報提供とともに、一方的な情報提供だけではなく、常に顧客のニーズを把握することが必要であり、マーケティング手法を導入した双方向の情報交流が求められる。例えば、食料の質・安全性に対する国民の意識の高まりなどを背景に、農林水産物を直販する試みが増えつつあるが、こうした取組を情報通信ネットワークの双方向性を活用しつつ一層進めることが考えられる。

さらに、都市住民の中には、農山村の住民にとつてはごくありふれた農作業や日常生活の様子の中にも新たな価値を見出し、喜びを持って評価してくれるということも少なくない。農山村のライフスタイルそのものが都市住民にとつては魅力となるのである。情報通信ネットワークの高速化・大容量化により、商品や観光に関する情報に付加して農山村のライフスタイルや生産過程に関する情報に関心を持つ人々に提供することが可能となる。

これら都市と農山村の効果的な情報交流を実現するための課題として、都市と比べて遅れている高度な情報通信ネットワークの整備があげられる。中山間地域等の地理的・地形的条件の不利な地域においては、情報通信ネットワークは情報交流の手段というだけではなく地域の生活を支える基盤としても極めて重要な

政 策

役割を果たすものである。しかし、農山村においては民間事業者による取組だけでは整備の進まない地域もあり、こうした地域においては民間を補完する観点から、効率的・効果的な整備を検討することが必要である。

また、情報交流のためには、ハード面の整備のみでは不十分であり、この効用を最大限に発揮するために、ソフト面の充実をあわせて図る必要がある。情報通信ネットワークを生かすアプリケーションの開発、ネットワーク上を流れるコンテンツの充実、利用者の情報リテラシーの向上、適切な管理と運用を可能とする体制の整備などの様々な条件が整ってこそ効果的な情報交流が可能となる。しかし、市町村の財政力の弱さや人材不足等の要因により、農山村における取組は遅れがちである。このため、規模の小さな市町村等においては、複数の市町村による広域的な連携を図り、システムの共同整備・共同運用を推進することが考えられる。また、外部からの人材の導入や自治体職員・地域住民への研修・普及啓発等の充実を図り、情報通信技術に係る専門的知識を有する人材やホームページ作成、画像・映像制作能力を有する人材の育成・確保、ノウハウの蓄積を進める必要がある。

(3) 魅力を活用した新たな地域産業の展開

農山村の魅力を再認識することにより新たな地域資源が見出されることが期待されるが、自然との共生を



図りつつ、これを利用して新たな地域産業の創出につなげ、雇用の確保と地域活力の増進を図っていくことが必要である。

地域の自然・景観・歴史・文化等を活用した観光交流はもとより、自然体験・農林業体験学習・環境教育等の交流を推進することが重要であり、それぞれをにらんだ交流基盤の整備及び受入体制の整備が必要となる。

また、国民の健康志向の高まりや都市生活でのストレスの増加等を背景に、自然の持つ保健休養機能に対するニーズが高まっているほか、食物の質や安全性に対する意識も高まっている。このため、農山村の豊かな自然を活用した医療・福祉産業との連携、天然の素材やきれいな水等を活用した食品・医薬品産業との

連携等による新たな産業の創出を図っていくことが求められる。

さらに、農山村は、地域で多く発生する野菜屑・木屑・稲わら、家畜排せつ物、間伐材等の豊富なバイオマス資源を活用したエネルギーの開発・利用、地形や広大な土地を生かした風力、小水力、地熱、太陽光等の自然エネルギーの開発・利用の取組など、わが国の自然エネルギーの先進的領域としての可能性を秘めており、その積極的な推進が望まれる。こうした取組は、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会のモデルとして、地球温暖化の防止等地球レベルでの問題解決にも寄与するものと期待される。

加えて、例えば、都市に住む芸術家やデザイナー等の専門家とも協働しつつデザイン力を高めることによつて、地域産品の付加価値を高めたり、空間的配置や周囲の環境との調和に配慮して景観や自然を維持・保全することも、地域の美しさ・魅力をより高める取組の一つとなりうる。

(4) 良好な居住環境と都市的サービスの確保

農山村の魅力や、都市住民を始めとする多くの国民が広く享受するためには、一定の生活環境の整備、都市的サービスの機能の提供が伴わなければならない。都市と農山村の関係を交流から共生・対流へと発展させるためには、頻度の高い滞在や居住を前提とした環境整備が求められる。

都市等の住民が農山村に移住する

ためには、まず安全で安心して暮らせる生活環境の整備が求められる。農山村のライフスタイルを楽しむながら、一方で都市と比べても遜色のない生活を実現するため、道路、公園、汚水処理施設、公共施設等の基礎的な社会基盤の整備とともに、生活の安全・安心を確保するため、医療、福祉の充実、防災性の向上等が必要である。これらの整備は、都市との交流の促進や都市からの移住を促す基盤として重要な役割を果たすだけでなく、現在農山村に居住している住民に対して暮らしの利便性や安全・安心を提供するための基盤でもある。

また、農山村に居住しつつ都市的サービスを享受するとともに、新たな地域産業の展開を図っていくためには、都市と農山村との間の交通アクセスの確保と情報通信ネットワークの整備が必要である。

しかし、このような生活環境、都市的サービスの機能を提供するための整備は、農山村の魅力である豊かな自然環境や美しい景観の維持・保全、さらにはこれらと一体となった農山村のライフスタイルと対立する可能性をはらんでいる。これらを両立させる、農山村の魅力の保全と活用を図るための枠組みとして、自立的な新たなコミュニティを形成し、その広域的な役割分担と連携に基づく効率的な共通社会基盤の整備、住民参加によつて秩序ある土地利用を実現を図ることが課題となる。

政 策

五、新たなコミュニティの形成と共通社会基盤の整備

(1) 農山村コミュニティの現状と課題

農山村では、集落が地域における意思決定機能や調整機能、さらには行政の代替機能を担ってきた。農山村の人々は、長い年月にわたり集落という単位の社会をそのまま受け継いできたため、どうしてもその単位を絶対視しがちである。人口・世帯数が減少しても新しい単位への再編は進まず、わずかな戸数になっても従来の集落の体制を維持しようとして疲労の度合いを深めているケースも見られる。中山間地域等においては、人口減少・高齢化の進行が著しく、周辺部の集落から崩壊の危機に瀕しており、一部には集落そのものが消滅するおそれのある地域も見られ、生産活動や日常生活における相互扶助機能等の観点からも、集落機能の維持・回復が大きな課題となっている。

人口や世帯数が減少する中、現在全国各地で昭和の大合併以前の旧村ないしは小学校区の単位が見直されつつある。それぞれが小さな農地を耕し、集落から一歩も出ることのない日が多かった時代とは異なり、広域的な行動の上に生活が成り立っている現在、生活の基礎コミュニティをもう少し大きくとることが考えられてよい。

(2) 既存の集落を越える新たなコミュニティの形成

現在わが国では、市町村の行財政基盤を強化し、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくための市町村合併の推進が図られており、小規模な市町村の多い農山村地域では行政体制の見直しを迫られている。小規模な市町村においては、一人一人の顔が見えるという感覚で行政が行われてきたが、規模が大きくなるとそうはいかず、広聴機能の確保や住民の自立性向上等の観点からコミュニティ行政が必要となる。つまり、行政サービスに対する要望を長期的視点に立つて、その優先順位をきちんと整理し、合意形成が図られたいところに行政側が積極的に対応する。行政側の取捨選択がコミュニティの力量にもかかってくることになる。現に大規模な市町村や過去に合併を経験した市町村においては、それぞれ工夫を凝らしたコミュニティ行政が行われているところである。

このようなコミュニティ行政については、既存の集落を越えた旧村の地域を対象に新たなコミュニティ組織を形成し、成果を収めている例が見られる。例えば、山口市の仁保地域開発協議会は、旧仁保村の地域を対象に昭和四十五年に設立されたものであるが、協議会が山口大学の協力を得て地域開発の基本計画を作成し、以降これに基づいて「近代的いなか社会の創造」を基本理念にむらづくりを進めてきている。地域の開発に係る方針については全て協議会で決定し、例えば道路用地については全て地域で事前了解を取り付けるなど、地域で責任を持って対応すべきものは全て行い、これを踏まえて行政サービスを求めるといった自立的な組織運営を行っている。同様な例として、広島県高宮町でも大きな成果が得られている。

また、京都府美山町では、市町村合併を見通し、持続的な地域の発展を図っていく視点から、「行政と住民の距離を縮める(ワンストップ・サービス)」、「自分たちの地域は自分たちの手で」、「町づくりは人づくりから」という基本方針の下、旧村を単位として行政の住民サービス機能の一部も担う自立的なコミュニティ組織(振興会)を平成十三年四月に立ち上げるなどの新たな動きが出現している。

一方、都市づくりの分野においても、持続型社会を目指したアメリカのワシントン州シアトル市におけるアーバンビレッジ構想が注目されている。これは、コンパクトな拠点を形成して都市圏全体を循環型の圏域構造とするとともに、市域を構成する地区をより密度の高い複合的なまち(アーバンビレッジ：徒歩圏内で就業の場と生活サービスが提供される自立的なコミュニティ単位)に再編しようとするものであり、都市をいわゆる二層構造としようとするものである。このような自立的コミュニティを基底とする重層的な地域・社会構造の考え方は、市町村合併に

より広域化する新たな市町村の農村づくりにも参考になるものと考えられる。

農山村コミュニティの現状やコミュニティ行政の動向を踏まえつつ、若者を中心とする地域住民が多様なアイデアを自由に提案し、人材の世代交替を円滑に進めること等によって、持続性のある開かれたコミュニティを形成するためには、既存の集落の範囲を越えた地域を対象にすることが重要である。

このような従来の集落を越える圏域を単位とする新たなコミュニティの単位としては、例えば、旧市町村や小学校区程度の広がりを持つ地域が考えられる。また、基盤整備の効率性の観点からは、できる限り公共施設や住宅等の諸機能を一箇所に集積することが望ましい。しかし、住民の移転には経済的負担が伴う上に、土地に対する愛着が強く、長年住み慣れた土地から離れたくないとする心理的・精神的な抵抗感が大きく、現実的には困難である。したがって、住居の移転を伴わない集落の機能の再編、すなわちコミュニティの再編を基本とする。そして、コミュニティの再編の過程で複数集落間の話し合いや日常的な関わりを範囲を広げ、従来の集落を越えた「仲間意識」が醸成され、条件の整った場合に住居の移転を伴う集落の再編に進むのが適当であると考えられる。

(3) 新たなコミュニティの機能 既存の集落を越える新たなコミュニティ

政 策

二テイには、企画立案能力、合意形成能力、活動実施能力、情報発信能力等の諸機能が求められる。

例えば、広島県高宮町では、水害からの復興を契機に、住民が主体となつて旧村程度の範囲を基本に八つの地域振興会を組織している。各地域振興会では、地域住民参加の下に、活動方針を定め、福祉、教育・文化、環境美化、生産等幅広い領域で活動を行うとともに、各地域振興会が提案したものを町が事業化し、振興会がそれを管理するという役割分担ができています。

今後、広域合併で市町村の領域が広くなれば、住民の声が行政に届きにくくなるという面があるが、一方で行政と住民との間で対等な関係を築きやすくなるという面もある。高宮町のようにコミュニティ組織が充実し、行政と絶えず連携を取りながら地域づくりを進めていくような動きを促すことが重要である。

従来の集落組織は、新たなコミュニティの下部組織に位置付けられ、実質的な議論を行う単位として重要な役割を担う場合もある。また、新たなコミュニティは行政から自立した組織である。つまり、常に行政と対話しながらも、行政からは一定の距離をおいて独立性を保ち、地域問題を協力して解決するパートナーとして位置付けられる。

一方、行政はこのような新たなコミュニティの自立性を尊重し、「対等な関係」を構築する必要がある。両者にある種の緊張関係が生まれる

ことが望ましい。このことは、「コミュニティを行政の「受け皿組織」として捉える従来の認識の転換を迫るものである。

また、新たなコミュニティが円滑に機能するためには、生活基盤、住宅、情報通信インフラ等や自然・景観の保全、教育プログラム、医療・福祉システム等のハード・ソフト両面における共通社会基盤の整備が求められる。

さらに、新たなコミュニティを形成する圏域においては、日常生活に必要な基盤的なサービス機能が確保されるとともに、地域住民が日常的に交流できる場が整備されることが求められる。このため、圏域内を中心集落等に行行政サービスや地域の情報を一箇所で受けることが可能な拠点施設等を整備し、ワンストップ・サービスの実現を図るとともに、圏域内の周辺集落から中心集落へのアクセスを確保することにより、住民の利便性の確保と施設整備の効率化を図る。この集落間のアクセスの確保は、既存施設の有効利用を図るとともに、新たなコミュニティの運営を円滑にする観点からも必要である。

(4) 広域的な役割分担と連携

国民のニーズがますます多様化し、自動車による移動を前提に生活圏がより広域化すると予想されるとともに、わが国の投資余力が低下していくと考えられる中、旧村や小学校程度の広がりコミュニティであらゆる機能を整備することは現実

的ではなく、公共施設の共同設備・共同利用など周辺地域との広域的な役割分担と連携により、施設整備の重点化・効率化、既存施設の有効活用を図っていくことが必要である。

広域的な役割分担と連携の下で、その機能に応じて、また、その機能を担う主体に応じて多種多様な圏域が重層的に形成されることがイメージされる。市町村内における複数のコミュニティ間の役割分担・連携、広域市町村圏(あるいは合併後の市町村内)における市町村間の役割分担・連携、都道府県または地方ブロック内における広域市町村圏間の役割分担・連携、さらには流域圏における上下流連携、地理的に離れた地域や海外との役割分担・連携などが考えられる。

周辺地域との役割分担と連携を図るためには、交通及び情報通信ネットワークの整備が必要であるとともに、適切な施設配置を行うための関係主体間の調整体制の整備が求められる。

(5) 段階的なコミュニティの形成と多様な主体の参画

魅力ある地域づくりを行っていくに当たっては、地域住民自らが考えることが大切であり、地域の魅力を再認識するためにも、また、自らが考えた地域づくりを自らの手で実践していくためにも、住民の地域活動への積極的な参加が必要である。新たなコミュニティは、こうした活動の場としての機能を担う。

この新たなコミュニティは、地理

的・地形的条件や歴史的経緯、担うべき機能等に応じて、地域住民が自主的に形成していくことが望ましい。しかし、長年にわたり集落を単位として様々な活動が営まれ、集落を越えた交流が殆どなかったところから、いきなり旧市町村等の広がりを持つ単位に再編することは困難である。このため、まずは隣の集落との連携から始めて徐々にその範囲を広げていくことや、営農面の連携から始めて徐々に他の機能にも拡大することなど、圏域的にも機能的にも段階的なコミュニティの形成が現実的と考えられる。こうした取組を積み重ね、集落意識といった心理的な壁をなくしていくことは、新たなコミュニティの形成だけではなく、外部とのコミュニケーション能力を高めることにもつながり、新たな都市との交流や都市住民等の受入の素地となるものと期待される。

これまでも、先述のように既存の集落を越えた体制を構築した例はいくつか見られるが、住民の自主的な取組を待つのみでは困難な場合も多く、必ずしも大きな流れとはなっていない。これを促すためには行政から何らかのインセンティブを与えることも必要であると考えられ、例えば、中山間地域等直接支払制度の導入の際に集落を越えた取組が見られるように、新たな制度の導入に際して地域に裁量を持たせることも新たな体制を構築する契機の一つとなるものと考えられる。このほか、現在の集落体制での課題や限界を地域

政 策



住民共通の課題として認識するため
のワークショップの開催や、地域の
将来像や共通社会基盤の段階的・計
画的な整備を内容とする計画の作成
など、新たなコミュニティの形成に
向けた体制の整ったところへの重点
的な支援なども行政の役割であると
考えられる。

また、農山村においては、人口減
少・高齢化が今後より一層進行する
と見込まれる中であって、今後の地
域づくりに当たっては人材の有効活
用が必要であり、年齢や性別に関わ
らず多様な主体が参画できる環境を
整備することが求められる。

まず、地域資源を活用した地域づ
くりを進めていくためには、高齢者
が長年にわたり培ってきた知恵と技
術を生かすとともに、これを次の世
代へ継承していくことが求められ
る。このため、農林業の指導、自然
や文化等の案内・指導等の担い手と

しての参画など、高齢者の社会参加
を促進し、高齢者が生き甲斐を持つ
て暮らせる環境づくりを推進する。

次に、若年層の流出が続く、地域
の後継者不足が深刻化する農山村に
おいては、将来を担う新たな世代で
ある若者の地域への定着が重要な課
題である。このため、雇用の確保等
若者が定住するための環境づくりを
推進するとともに、地域づくりへの
積極的な参画を促進する。また、都
市に住む子供たちはもとより農山村
に住む子供たちでさえ、近年は自然
や農業に接する機会が減少してい
る。このため、子供たちが自然や農
業にふれあう機会を持ち、生命への
畏敬の念や食物への感謝を醸成する
ための自然体験、農業体験、環境教
育、学校給食における地場産品の積
極的な活用等の取組を推進する。

さらに、農山村において女性は、
家庭における家事、育児、介護の担
い手としてだけでなく、
農林業を始めとする産業
の担い手としても大きな
役割を果たしているが、
その地位は必ずしも適正
に評価されていない面が
ある。また、地産地消の
運動など地域づくりの面
でも様々な取組が女性の
参画によって行われてい
るが、その負担は大きな
ものとなっている。この
ため、女性が自らの意思
で、能力に応じて社会に
参画できる機会を確保す

るとともに、生活面における相互支
援のための仕組みづくりなど、地域
全体で女性の社会参画を支えるため
の環境整備を推進する。

加えて、個人の持つポテンシャル
を發揮できる環境を整え、人的資源
を有効に活用する仕組みを作る上で
は、例えば、家事労働を始め、環境、
福祉、コミュニティ、教育、文化な
どの価値を一定の地域の中で相互交
換する仕組みである地域通貨の導入
なども一つの方策であると考えられ
る。こうした取組は、地域における
サービスマルケットを活性化させる
だけでなく、新たな人間関係を作り出
す効果があることから、新たなコミュニ
ティづくりにも資するものと期待さ
れる。

このように、様々な価値観を持つ
多様な主体が参画し、一人ひとりの
個性と能力が十分に發揮される社会
を創ることが必要であるとともに、
年齢や性別を越えたコミュニケーション
の活性化を図ることによ
り、知識や感性が共有され、新たな
価値観が生まれ、さらには知恵と技
術が次の世代に継承されていくこと
が期待される。

六、農山村の魅力の保全と 活用を図る土地利用の確立 (抜粋)

(1) 省略
(2) 省略
(3) 土地利用調整条例の位置付け
地方分権が進展する中で以上のよ
うな農山村における土地利用の課題
に対応するためには、法律による全

国一律の手法に加えて地域特性に
じたきめ細かい対応が必要であるこ
とも多い。地域の土地利用計画がそ
もそも地域の自発的な発想を期待す
るものであるということに立ち返
り、既存の土地利用に係る個別法に
基づく地域指定、いわゆる線引きの
みならず、地域の実状に応じたきめ
細かな土地利用区分の種類を定める
ことや、調整プロセスも含め、市町
村が主体的に対応できる仕組みを構
築することが適当である。その枠組
みとしては市町村の条例による土地
利用の調整を図る仕組みが有効であ
る。既にいくつかの市町村ではその
ような先進的な取組が見られる。市
町村による土地利用調整の仕組みに
は様々なものがあるが、農山村の振
興を図る上で重要な視点として、次
のような点があげられる。

まず、特定の地域に許容する開発
の内容を明示した硬直的なゾーニン
グ型の立地規制ではなく、地域特性
と開発の態様に応じて規制と誘導を
適切に組み合わせることが可能であ
ることである。次に、単純な規制で
はなく、柔軟な土地利用マネージメ
ントなど、地域社会及び地域住民が
合理的な土地利用形成について能動
的に参画しやすい仕組みとすること
である。さらに、様々な制度の運用
の調整、開発と保全の調整、住民・
事業者・自治体等の多様な立場の協
議に基づく調整、さらには望ましい
土地利用に向けて積極的な調整も試
みることができることである。

中でも、特に計画作成プロセスや

政 策

調整プロセスの透明性の確保が極めて重要である。これまでの開発規制は個別法に基づいて行われてきたが、必ずしも全ての開発行為に規制が及ばないことや、調整プロセスが不明確であること、地域住民の意向を直接的に反映する手段が十分でないことなどの課題があった、これらの課題を克服するため、可能な限り客観的なルールを確立し、公正かつ透明性の高い手続を含む仕組みとすることが必要である。

また、市町村の規模は様々であり、小規模な市町村にとっては事務的な能力の制約から条例の制定や運用は困難な場合もあると考えられる。このため、例えば、条例制定に係る人材・ノウハウの提供といった支援を行うことが必要であるとともに、場合によっては、都道府県が一定の地域に適用範囲を限定した土地利用に関する条例を、当該地域の住民の合意に基づく市町村の申出により制定すること、または、都道府県が自らの判断により制定して地域の市町村の同意を得ることも検討する必要があると考えられる。

(4) 土地所有者が農林地の保全に積極的に対応できる仕組みの構築

現在の農振法、農地法等の個別法の規制を通じた土地利用調整には先述のとおり様々な限界があることから、秩序ある土地利用の確立にとって必ずしも十分ではない一方で、農林地の所有者にとつては権利の移転や用途の変更には制限が加わることとなっており、規制を期待する側、規

制を受ける側の双方にとつて不満の残る結果となっている。このような中であつて、これら個別法の規制については、地方分権が進んでいる中で地方の自主性に制約を加える方向の強化は困難である。

このため、今後はこれら個別法による規制に専ら依存するのではなく、例えば、市町村と土地所有者あるいは市町村と地域住民との間で合意を経た上で農林地の保全に関する契約・協定を締結することを通じ、

土地所有者が自発的かつ積極的に農林地の保全に取り組めるような安定的・継続的な仕組みを導入することを検討する必要がある。このような仕組みの導入に当たっては、契約・協定を締結する主体、地域の範囲、対象となる行為等に係る様々な課題についての検討が求められる。

このような、規制的手法でない契約的手法による土地利用調整を導入するに当たっては、地域特性に応じたきめ細かな土地利用のコントロールが可能であり、透明な調整プロセスを含む仕組みである市町村の自主的な土地利用調整条例を活用することが考えられる。

(5) (6) (省略)

七、多様な参入に向けた案件整備

(1) 農山村への多様な参入の態様

農山村には様々な魅力があり、その魅力は地域によつて個性豊かである。また、国民の価値観が多様化する中、農山村の持つ魅力のうち何に

価値を見出すかは人によつて異なり、個々人が自己実現を目指す方向性にも様々なものがある。農山村の魅力と国民の価値観の組み合わせは極めて多岐にわたることから、農山村への参入の形態には多種多様なものが考えられる。

まず、定住を前提とした農山村への参入パターンとしては、近隣都市への通勤やSOHO形態で働きつつ、農作業や森林活動等の緑に親しむ機会を持つことを主眼に農山村に居住する場合、農業、森林作業その他地域資源を活用した産業に従事しつつ農山村に居住する場合、退職後にゆとりある生活を求めて居住する場合などが考えられる。こうした農山村に定住するケースの中には、農山村のコミュニティの人的つながりにも期待する場合と、コミュニティからは独立し、職場や共通の趣味を持つ者同士等の別の人的ネットワークを維持又は形成することを期待する場合がある。

次に、一時的な利用のための参入パターンとしては、クラインガルテン(市民農園)、グリーン・ツーリズム、ボランティア活動への参加、農山村留学・セカンドスクール等の教育的利用、棚田のオーナー制度などが考えられる。これら定住を前提としない農山村への参入の中には、滞在期間が短期間のものもあれば長期にわたるものもあり、頻度も高いもの低いもの様々である。

また、必ずしも定住や滞在を伴わない参画のあり方も考えられる。精

神的なつながりによる参入パターンとしては、農林地や環境の保全トラストへの参加、ボランティア活動の支援などが考えられる。

このように、農山村への参入の形態には様々なものがあり、自由度を高めることを基本としつつ、それぞれに応じた農山村での条件の整備が求められる。

(2) 農山村における条件整備

都市住民等による農山村への参入を促すために必要な条件としては、以下のような点があげられる。

まず、定住や長期的または頻度の高い滞在を可能とするためには、住宅や滞在施設等の確保及び日常生活の利便性と安全・安心の確保が必要である。このため、住宅・滞在施設の整備や空き家等の情報提供に対する支援を推進するとともに、道路、公園、汚水処理施設、公共施設等の生活環境施設の整備、教育、医療・福祉、防災等のサービス体制の充実を推進する。また、定住希望者の中には、近隣の都市へ通勤しつつ、あるいはSOHO形態で働きつつ農山村のライフスタイルを楽しむという人々が少なからずいると考えられることから、近隣都市とのアクセスや情報通信ネットワークの整備を図る。なお、こうした定住のための条件整備はUJエーターン者等の新たな移住を促すだけでなく、従来からの地域住民の生活利便性を確保する観点からも重要である。

次に、UJエーターン者の中には農林業への就業を希望する者もむろん

政 策

少なくないが、研修体制の充実等を条件整備はもとより、勤務形態の明確化、福利厚生の実等々の面でも普遍性のある組織を形成していく必要がある。農山村でのこうした受入体制の構築は林業分野における森林組合や第三セクターに多く見られるようになってきているが、こうした組織的な取組をより広めていく。

また、前述のように、農林業や林地への関わり方も多種多様なものである。このため、本格的に農林業に就業する場合や趣味的に関わる場合、さらには農林地保全のためのトラストといった形態など、個々人の価値観とライフスタイルに応じた多様な関わり方を可能とするような自由度の高い制度的枠組みを検討する必要がある。

さらに、かつての農山村の地域社会には閉鎖的・排他的な面があり、新住民の受入に対して必ずしも寛容ではなかったことが、都市住民等が移住する際の障害として意識されることは少なくない。農山村への都市住民等の参入のためには、このような心理的・精神的な課題に、事柄の性格上時間がかかることを認識しつつ対応していくことが求められる。このためには、集落を越えた新たなコミュニティの形成過程や年齢・性別を越えた多様な主体がコミュニティに参画すること等を通じて他の人々・価値観と接触する機会を増やし、これを互いに認め合うといった気運を醸成していくことなどによって、新たな住民の受入のための環境

を一步一步整備していくことが考えられる。

(3) 都市住民・NPO等の役割

農山村へ移住するまでには至らなくとも、自然とのふれあいや農のあふむ暮らしを求め人々も増加しつつあり、棚田の保全や森林の間伐・下草刈り等の農林業の支援活動に都市住民が参画する例も数多く見られるようになってきている。国民の環境意識の高まりに伴って、環境に係るボランティア、NPO、グラウンドワーク等の活動が活発化しつつある。様々な形で環境保全に貢献する企業も出てきている。こうした流れをより大きく確実なものとしていくことが必要であり、ワークシェアリングや長期休暇制度の定着等による自由時間拡大、情報提供等のコーディネート・マッチング機能の充実等により、こうした活動を支援することが考えられる。また、様々な自発的な活動に対して地域通貨を導入し、これを農産品等の購入や地域でのサービスの享受に利用できるようにすることは、都市住民等の農山村との結びつきをより強めることにもつながると期待される。

また、都市住民等の農山村への参画には、地域の将来ビジョンづくり等の場におけるアドバイザーという立場での参画もある。こうした参画は、専門的知識や外部の視点を取り入れていく上で重要な役割を果たすものであるが、都市側の意向を一方的に農山村側に押し付けることのないよう、継続的かつ責任を伴った参

画としていく。

さらに、農林地や環境・景観の保全活動への貢献は、直接的な参画だけでなく、経済的な参画という間接的な形態も考えられる。保全活動への経済的負担は、都市住民等に精神的な充実感と使命感を生むとともに、農山村側にも社会貢献を担っているという誇りの醸成にもつながるものと期待される。農林地や環境・景観の保全活動への参画の裾野を広げるための新たな仕組みとして検討することが求められる。

八、おわりに「人・もの・情報」が活き活きと循環する農山村の実現に向けて

本報告は、今後の農山村振興に係る施策の基本的方向についてとりまとめたものであるが、中長期的に解決していくべき課題も多い。特に、新たなコミュニティの形成や土地利用のあり方、新規参入については、人の活動や土地利用の基本的な部分に触れるものであり、地域レベルの取組の熟度を高めつつ、概ね十年程度かけて課題に取り組みことが適当である。

一方、既存の仕組みでも対応可能なものや一部の先進的な地域では既に取組まれているものも多く、今後は各地域で創意工夫を積み重ね、個性豊かな取組が行われていくことを期待する。また、既存の仕組みがあっても十分に活用されていないものもあり、積極的なPR、優良事例の収集・紹介等の普及啓発を推進す

るとともに、先駆的にスタートしたもののいつの間にか忘れられてしまつたような仕組みを今日的にもう一度見直してみることも求められる。

国においては、このような考え方の下で、可能なものから順次取組を進めるとともに、成果を得るまでに時間を要するものであっても早急に検討に着手することが必要である。

いずれにしても、地域づくりに当たっては、「自分たちの地域の将来は自分たちで考え、自分たちで創っていく」という視点が重要であり、住民自らの積極的な参画が不可欠である。この点、これまでの地域づくりにおいては、行政が主体的に様々な取組を行ってきた場合も多く見られるが、今後は、住民と行政とが協働しての取組、あるいは、住民の取組への行政の支援といった方向へと転換していくことが必要である。

行政においても、地域の自主性をこれまで以上に重視することが必要であり、住民に最も身近な行政主体である市町村レベルの多様な取組を促進していくことが重要であり、市町村の企画立案能力の向上が望まれる。また、農山村の振興に関連する施策は多岐にわたることから、総合的かつ効率的・効果的な地域づくりを進めるためには、国・地方いづれのレベルにおいても関係機関の連携が必要である。

これらを通じ、個性豊かな地域の魅力を生かした都市住民にも開かれた農山村づくりが行われることを期待する。

活 動

平成12年度 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十一年度事業概要および決算については、平成十三年九月二十日に開催された総会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十二年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、ここ数年来減少傾向にあり、前年度比五、七八〇人(二・七%)の減少となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より三、三三三件(二・六%)の減少となり、共済掛金も、前年度比一、四一九万九千九百八十九円(〇・八%)の減少となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より六七一件(二・三%)の減少となり、共済掛金も、前年度比二〇九万九千九百八十九円(二・七%)の減少となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比六、一六四台(二・七%)の減少とな

り、共済掛金も一億七、四七七万余円(二・九%)の減少となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比二、三三三件(三・〇%)の減少となり、共済金合計において三、三三三万九千九百八十九円(五・〇%)の減少となった。また、災害見舞金の給付については前年度〇件に比し、二六件、災害見舞金にして二五六万

余円の給付があった。さらに、風水害特約共済金の給付については前年度比一七七件(八〇・九%)の減少となり、共済金においても一億四、八三二万九千九百九十九円(七九・九%)の減少となった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比一四九件(一・三%)の減少となり、共済金においては、一億二、一八万余円(三・九%)の減少となった。本年度における事業剰余金をもつてする事業利用分量剰余金の配分率は、火災共済が四〇・五六%、風水害特約共済が四九・四〇%、自動車共済が一・二四%となった。

1、組合加入の状況

平成十二年度末現在の組合員数は二二、四一九人で前年度に比し五、七八〇人(二・七%)減少した。また、出資金についても、前年度に比し二、一六七万余円(一・一%)減の一億九、七〇二万余円となった。なお、本年度における剰余金の一部を出資金に充当した額は五、五八一万余円となった。

2、共済契約状況

(1) 火災共済事業

火災共済契約件数は、前年度に比し三、三三三件(二・六%)減少し、契約口数も二、二六九口(〇・八%)減少した。このため共済掛金は一億七、七七七

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 火災共済金(件数, 金額), 臨時費用共済金(件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金(件数, 金額), 失火見舞費用共済金(件数, 金額), 合計, 損害率.

(注) 印は減を示す。

表6 見舞金支払状況

Table with 4 columns: 区分, 件数, 見舞金, 一件当りの見舞金. Rows for 平成12年度, 平成11年度, 比較増減, 増減率.

情 報

カプセル Now & New

コスト削減で 岩手県 木造の新庁舎を建設 浄法寺町

町は、庁舎老朽化に伴い新庁舎を木造で建て替えた。新庁舎は三階建て、延床面積二千三百平方mで、耐震性や耐火性に優れた工法を採用。建設費は約六億円。木造にしたことや庁内設備等の使い回しに努めた結果、コンクリート造りより十三億円のコスト削減が図られた。

そば店 福島県 スタンプラリーを実施 猪苗代町

町は、そばの里「猪苗代」のイメージアップとPRをねらって、そば店経営者等で構成する「そばのれんの会」などと協力し、「そば店スタンプラリーキャンペーン」を実施。町内二十二か所のそば店で食事をしてスタンプを集めてもらい、抽選でハワイ旅行や食事券などを贈呈した。

女性相談窓口を開設

埼玉県 埼玉県 杉戸町

男女共同参画プランを策定した町は、増加傾向にある女性からの相談に対応するため、女性相談窓口を月一回のペースで定期的に開設している。相談内容は子育てや介護、家庭内暴力など多岐にわたり、保健所など他部署とも緊密に連携して、専門の女性職員が相談に応じている。

地名の由来をまとめた 山梨県 冊子を作製 豊富村

村は、村内の大字、小字などの地名の由来をまとめた「豊富

村の地名考」(B5判、六十七ページ)を作製した。村の歴史を勉強しようと集まった郷土研究会会員と教育委員会職員が、高齢者から聞き取るなどして調査したもので、村の全世帯と小中学校の図書館等に配布した。

織り姫育成事業を実施 新潟県 山間部

山間部に伝わる伝統工芸で、千四百年もの伝統がある「しな織」の担い手育成の一環として、町は、しな織に関心のある女性を一般公募し、「織り姫」として約半年間、山間部の町営施設で生活してもらいながら、しな織を体験してもらおう。織り姫育成事業」を実施している。

メールマガジンを 富山県 月一回配信 朝日町

町は、町政の概要や町に関する情報を幅広く知ってもらおうと、インターネットで配信するメールマガジンを創刊した。内容は、町長からのメッセージや現場職員の生の声、町内の出来事やイベントの予定などで、閲覧希望者のメールアドレスあてに月一回送信している。

タクシー会社や郵便局 長野県 と不法投棄の協定締結 松川村

県や村の監視員が「ごみ不法投棄の監視を行っている村では、監視をより強化するため、北安太クシー(池田町)、松川郵便局と「ごみの不法投棄の情報提供に関する協定」を締結。両者の職員が、業務中に不法投棄を発見した場合、村に連絡してもらっている。

バランスシートを作成 岐阜県 七宗町

町のストックの財政状況を把握し、今後の財政運営に生かしていくため、町は、自治省(現総務省)の統一基準に基づき、平成十一年度末と平成十二年度末現在の、普通会計を対象とした貸借対照表(バランスシート)を作成した。

第三子以降の出産に 静岡県 特別祝い金を支給 大井川町

町は、少子化と地域活性化対策の一環として、町の住民基本台帳に記載され一年以上住んでいる町民の第三子以降の出産に対して、特別祝い金三十万円を支給する制度を導入。子どもが出生届の際に町で確認し、役場の窓口などで手渡している。町外からの転入者であっても、条件を満たせば支給していく。

手話通訳者の 奈良県 派遣サービスを実施 大淀町

町は、町内在住の聴覚障害者が病院へ行く場合などを対象に、手話通訳者を無料で派遣するサービスを行っている。派遣場所は原則として町内とし、派遣を希望する場合、原則七日前までに役場に申請する。サービス開始に当たり町は独自に手話通訳者三人を確保している。

アマチュア劇団の 島根県 国際演劇祭を開催 八雲村

演劇によるむらおこしを掲げ劇場を建設し、アマチュアの劇団あしぶえを招いて劇団と住民の交流を促進している村は、

国内外のアマチュア劇団を招きコンテストを行う「第一回八雲国際演劇祭」を平成十三年十一月に開催。今後、三年置きに開催していくことにしている。

全住民の顔写真を掲載 愛媛県 したアルバムを作製 柳谷村

村は、「二十世紀を卒業する記念に」との企画から、アルバム、やなだにびとミレニアム二〇〇〇年の顔」を作製し、村内全世帯に配布した。アルバムには七口歳の赤ちゃんから九十八歳のお年寄りまで、村民約千四百人のほぼ全員の顔写真と名前が掲載されている。

福祉タクシー助成 長崎県 制度を独自に充実 多良見町

町は、県と市町村で実施している福祉タクシー助成制度の内容を独自に充実させた。頻繁に通院しなければならぬ人工透析患者を対象に加えるとともに、タクシー券の代わりにガソリン券を交付する「ガソリン券交付制度」も新設している。

農業アドバイザーを 大分県 全国公募で採用 久住町

町は、阿蘇くじゅう国立公園の一角という恵まれた観光資源を生かし、観光業と農業の連携による「観光農業」を確立するため、経営感覚に優れた「農業アドバイザー」を全国公募で採用し、商品価値のある直販野菜の導入や販売ルート開拓などに従事してもらっている。

カプセル Now & New

随 想

メタセコイアの町



香川 県 長
み三 木 町 原 収
石 原 収

随 想

「メタセコイア」は、和名をアケボノスギと称し、樹高が三五メートルにも及ぶ巨木である。成長が早く幹も高く、直立してすくすく伸びるので、飛躍や発展をイメージさせる、魅力的な樹木である。

約百万年前に恐竜とともに絶滅したと思われるこの巨木は、私達三木町の生んだ植物学者・三木茂博士（元京都帝大講師・大阪市立大教授）の研究業績により、現代に蘇ったと言っても過言ではない。というのは、昭和十六年、当時四十歳の博士が、それまでの化石の研究を通じてその種属を特定し、メタセコイアと命名したからである。その四年後に、中国四川省の山地に現存することが発見されたため、その生存を推論していた博士の業績は、一躍世界的評価を得ることとなった。

このようなことから、メタセコイアは、「生きている化石」と呼ばれる。戦後になって、苗木が米国を経て我が国に移入されたが、特に三木町では博士の郷里であったことから、町内の大学や中学校の校庭などに、メタセコイアが植えられるようになった。

私は、町長就任直後から、このメタセコイアを町のイメージアップや町づくりを生かせないか、日々その想いを強くするようになった。私の提案により町議会の賛同も得て、メタセコイアを「町記念樹」に指定したのは、昭和六十二年一月のことであった。ちょうどその頃、竹下登元首相が「ふるさと創生」を提唱され、地方交付税を活用した「市町村一律一億円事業」がスタートしたのである。

三木町では、この一億円でのような施策を進めるべきか、町民の関心も高まり、いろいろなアイデアが出されたが、各界の代表者による懇談会にその結論をゆだねるところとなった。この懇談会における活発な議論を経て町長に答申されたのが、メタセコイアに着目した二つの構想であった。

一つは、生きた化石・メタセコイアと自然林を生かした「太古の森」を整備しようというもの。もう一つは、「メタセコイアの町」にふさわしい、中ホールを備えた本格的な総合文化施設の建設を企画してみてもどうかというものであった。このうち、特に「太古の森」については、そのネーミングが絶妙であったため、当時の県庁の担当職員も、感嘆したと言われている。

「太古の森」は、町中央部に位置する山紫水明の丘陵地（約四ヘクタール）に、メタセコイアを二千七百本植樹。そのほか、自然林の保存を図るとともに、テイラノザウルスなど三頭の実物大の恐竜模型も配置され、平成五年五月に完成した。

この森は、生物の悠久の歴史と進化の過程を学びながら、緑と自然に対する理解を深めることができる工夫が施されており、今や多くの人が訪れ、憩いの場ともなっている。

一方、総合文化施設構想は、その後自治省のリーディング・プロジェクトに指定され、平成九年四月、芸術文化の殿堂「三木町文化交流プラザ」として、その雄姿を町中心部に現わした。全国でも市町村レベルではトップクラスの設備と機能を備えた、八百席の中ホールは、メタセコイアにちなんで「メタホール」と命名。音楽・舞踊・演劇・イベントなど多彩な催しが行われ、その利用率も高く、大変好評を博している。

平成十三年は、三木茂博士の生誕百周年に当たる。昨年十二月一日には、記念行事がこの「メタホール」で盛大に開催され、多くの人々が博士の偉業を称えた。町南部の博士の生家跡には、既に資料館も整備されており、訪れる人々に博士の偉大な足跡を伝えていく。

我が町「三木町」が、名実ともに「メタセコイアの町」にふさわしく、なお一層飛躍発展することを念願してやまないとこころである。



メタセコイア

政策リーダー

政策リーダー

日本の将来推計人口発表
厚生労働省

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は一月三十日、日本の将来推計人口を発表した。推計は五年ごとに発表され、基準人口は平成十二年の国勢調査を使用、推計期間は平成十三年～平成六十二年までの五十年間としている。

推計によると、総人口は平成十八年に一億二、七七四万人でピークに達し、その後は長期に亘る減少に転じて、平成六十二年には一億六十万一人になると予想している。日本はまもなく人口減少時代に突入し、右肩上がりの人口増加の時代は終焉を迎え、過去四半世紀続いた低出生率水準と今後の見通しでは、今世紀初頭から始まる人口減少はほぼ避けることが出来ない指摘している。

年少(〇～十四歳)人口は今後も減少が続き、平成六十二年には一、〇八四万人(平成十二年比七六六万人減)、人口割合は同一〇・八%(同三・八%減)となるのに対し、老年(六五歳以上)人口は平成五十五年にピークに達した後、平成六十二年に三、五八六万人(同一、三八二万人増)、人口割合は三五・七%(同一〇・八・三%増)に達すると予想している。

また、出生数については減少を続け、平成六十二年には六七万人(同五二万人減)となるのに対し、死亡数は一六二万人(同六四万人増)と推計、人口ピラミッドは戦前の富士山型から近年の釣鐘型を経て、将来ツボ型へ推移していく。

平成十四年度地財計画閣議決定

政府はこの度、平成十四年度の地方財政計画を閣議決定し、国会に出した。

これによると、地方財政計画の規模は八七兆五、六六六億円(前年度比一・九%減)地方一般歳出は七一兆一、三一九億円(同三・三%減)となっている。

主な歳入は、地方税三兆四、五三三億円(同三・七%減)地方交付税一九兆五、四四九億円(同四・〇%減)地方債一兆六、四九三億円(同六・二%増)となっている。一方、主な歳出は、一般行政経費は二〇兆八、〇六八億円(うち単独事業一兆二、二二二億円)投資的経費は二兆四、九八五億円(同一兆五、七五〇億円)となっている。

通常収支の不足額一〇兆六、六五〇億円については、地方交付税の増額による補填措置五兆五、一八九億円(うち臨時財政対策分三兆一、三二六億円、交付税特会借入二兆八八五億円)、臨時財政対策債の発行三兆二、二六一億円、財源対策債の発行一兆九、二〇〇億円で補填する。また、恒久的な減税の実施に伴う影響額三兆四、五一〇億円のうち、地方税の減収分一兆九、四一八億円については、たばこ税の一部移譲や法人税の交付税率の引き上げ等で、地方交付税への影響額一兆五、〇九二億円については、交付税特別会計借入金により補填し、国・地方折半で償還することとしている。(詳細については三三八九号に掲載の予定)

稲作農家調査まとまる

農林水産省は、このほど稲作経営安定対策(稲経)等に関する意向調査結果を公表した。これは、平成十二年産に稲経に加入した全国の稲作農家五千三百九十三人を調査した。

平成十二年産で実施した補てん基準価格の特例措置(固定)については、「価格の回復に繋がらない」とする回答が五八%、「ニーズのない米の生産も温存されるため、努力している産地が報われない」が六八%、「一律の対策であるため、担い手の育成に繋がらない」が六四%と批判的な意見が多かった。

生産調整に参加する理由として、七四%が「地域の取り組みへの協力は当然」とした。ただ、稲作の経営規模が大きい農家ほど「地域の取り組みへの協力は当然」の割合が低下し、「生産調整助成金など稲経以外の措置がある」、「自分の経営展開に必要」とする者の割合が高くなっている。

また、経営を単位とした経営所得安定対策については、「将来的に総合的な制度をつくることが望ましい」、「早急に総合的な制度をつくるべき」が合わせて五〇%にのぼり、大規模層ほど高い割合を占めているが、「具体的な仕組みが分からないので何ともいえない」が四〇%あった。